

安芸高田市に“住んでくれる人”を応援します



安芸高田市では、“あきたかた暮らし”を希望する人への移住・定住支援策に取り組んでいます。市内人口の維持あるいは増加を図り、地域の活力を高め、地域の「働く場」「住む場」「産み、育てる場」の3つの分野において、新たな支援策やこれまでの制度の拡充を図ることとしました。“あきたかた暮らし”に興味のある方は、是非一度、ご連絡ください。そして、是非、安芸高田市にお越しください。

働く場を整える



■サテライトオフィス等誘致事業補助金 **新規**

空き家、空き公共施設、空き店舗等を活用し、拠点整備を行った企業で従業員を3名以上雇用する場合に支援します。

【助成内容】

・最大 450 万円(1/2 補助を 3 年間) ・補助上限額(初年度 350 万円、以降 2 年間各 50 万円)

■起業支援事業助成金 **新規**

市内に住所を有し、市内で開業する者、又は市内で本社を有する小規模事業者が市内の空き家、空き公共施設、空き店舗等を活用し、起業又は新分野での展開を図った場合に支援します。

【助成内容】

・最大 290 万円(1/2 補助を 3 年間) ・補助上限額(初年度 230 万円、以降 2 年間各 50 万円)

【問合せ先】 産業振興部商工観光課 ☎0826-47-4024

住む場を整える



■空き家解体事業補助金 **新規**

市内に存在する空き家で、市民の安全・安心の確保及び住環境の改善の向上を目的として、老朽危険建築物の解体等に対して補助金を交付します。

【補助金額】

・老朽危険建築物の所有者等に対し、除去に要する経費の 3 分の 1(上限 30 万円)

■空き家購入補助金 **新規**

空き家を購入して入居する、婚活世帯、市外からの転入者世帯(65 歳未満及び子育て世帯)及び市内在住の子育て世帯に対して補助金を交付します。

【補助金額】

・空き家売買契約に係る購入金額の 3 分の 1
・婚活世帯(25 万円)、市外子育て世帯(25 万円)、市外 65 歳未満世帯(15 万円)、市内子育て世帯(15 万円) ※いずれも括弧内の数値は補助上限額

【問合せ先】 建設部住宅政策課 ☎0826-47-1202

産み、育てる場を整える



■不妊治療費助成 **拡大**

出生率の向上を図り、人口減少に歯止めをかけるため、不妊治療費を助成します。

【助成内容】

・不妊治療 1 回あたり指定医療機関で行った特定不妊治療に要した費用に対して、広島県の特定不妊治療費助成額を除いた費用の全額を助成します。

【問合せ先】

福祉保健部保健医療課 ☎0826-42-5633

■ブックスタート **新規**

絵本を含むブックスタートパック(絵本 1 冊、赤ちゃんおすすめ本リストなど)を乳児健診等の機会を利用し、「赤ちゃん」と絵本を楽しむ体験」とともにプレゼントします。

【問合せ先】

教育委員会事務局生涯学習課 ☎0826-42-0054

■子育て応援券の発行 **新規**

平成 28 年 10 月 1 日以降に生まれた子どもがいる家庭及び安芸高田市に転入した際に 3 歳未満の子どもがいる家庭を対象に、子育て支援サービスを利用できる「子育て応援券」を配布し、子育て世帯の支援を行います。

【応援券の配布】

・第 1 子、第 2 子……1 万円分(500 円券×20 枚×1 セット)
・第 3 子……3 万円分(500 円券×20 枚×3 セット)

【問合せ先】

福祉保健部子育て支援課 ☎0826-47-1283

■保育料減免の所得制限撤廃 **拡大**

子育て世帯の経済的な負担を減らし、出生率の向上を図ります。

【軽減内容】

・第 2 子を半額、第 3 子から無料

【問合せ先】

福祉保健部子育て支援課 ☎0826-47-1283

■乳幼児等医療費助成事業の受給対象年齢拡大 **拡大**

子育て世帯の医療費の公費負担を拡大し、子育て世帯の負担軽減を図り、人口減少に歯止めをかけていきます。

【事業内容】

・受給対象年齢を 15 歳から 18 歳までに拡大(平成 28 年 8 月 1 日から)

【問合せ先】

福祉保健部保健医療課 ☎0826-42-5619

■地域未来塾 **新規**

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な小学生をはじめ、学習が遅れがちな小学生を対象に、無料の公営塾を開設します。

【問合せ先】

教育委員会事務局生涯学習課 ☎0826-42-0054

